

神奈川地方最低賃金審議会公開のお知らせ

神奈川地方最低賃金審議会を下記のとおり開催いたしますので、傍聴を希望される方は下記により申し込んでください。

ただし、傍聴を希望される方が多い場合は抽選とし、選に漏れた方の傍聴はできませんので、予め御承知おきください。

なお、開催当日の申込みは受け付けておりません。

また、審議状況によっては当日審議会が開催されない場合もありますので、あらかじめ御了承願います。

記

- 1 公開される審議会 第436回神奈川地方最低賃金審議会
- 2 開催日時 令和7年7月31日(木)午後3時00分から
- 3 開催場所 神奈川労働局 8階会議室
横浜市中区北仲通5-57
- 4 申込み方法等について
 - (1) 申込み方法 電子メールまたは、はがき等郵便
 - (2) 申込み単位
申込者1名につき、
 - ① 電子メールの場合は本文に下記の記載事項を記載したもの1通(ファイルの添付は不可です)。
 - ② 郵送による場合は、下記の記載事項を記載したはがき(封書なら中に入れる書面)1枚。とする。
 - (3) 記載事項
 - ① 傍聴を希望する審議会名
 - ② 傍聴希望者氏名
(介助が必要な場合はその旨及び介助者の氏名も記載してください。)
 - ③ 傍聴希望者の連絡先及び電話番号
 - (4) 申込締切日 令和7年7月25日(金)必着
 - (5) 申込先 申込メールアドレス: R7-kana-saichin@mhlw.go.jp

郵便→〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57

横浜第2合同庁舎8階 神奈川労働局労働基準部賃金室

5 注意事項

申込みされた本人(介助が必要な方は介助者を含む。)以外の傍聴はできません。別添「傍聴される皆様への留意事項」をお守りください。

令和7年7月17日

神奈川地方最低賃金審議会長

傍聴される皆様への留意事項

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話・スマートフォン等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 3 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用は御遠慮下さい。
- 4 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 5 審議会委員等の言論に対し賛否を表明し又は拍手をすることはできません。
- 6 はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないでください。
- 7 銃刀類その他危険なもの、又はプラカードその他審議の進行を妨げる恐れのあるものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 8 その他、会長及び神奈川地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、これらの事項をお守りいただけない場合には、会長が退出を命じる場合があります。

神奈川地方最低賃金審議会